

りそな企業年金研究所

企業年金ノート

目次

【本題】	退職給付会計基準における開示の拡充について	……………P1
【コラム】	産前産後休業（産休）期間中の社会保険料の免除について	……………P7

退職給付会計基準における開示の拡充について

2012（平成24年）5月17日、企業会計基準委員会（ASBJ）により、企業会計基準第26号「退職給付に関する会計基準」（以下、「会計基準」）ならびに同適用指針第25号「退職給付に関する会計基準の適用指針」（以下、「適用指針」）が公表されました。本年4月以降、これら新基準に基づく財務諸表が順次公表されることが見込まれていますが、今回はその中から**開示の拡充**について解説いたします。

なお、会計処理および開示内容に関する詳細は、専門家（会計士・会計監査人等）にご相談いただきますようお願いいたします。

1. 退職給付会計基準の主な改正点

2012年の会計基準改正の主な柱は、「貸借対照表上における即時認識」「退職給付債務の計算の見直し」「注記事項の拡充」の3点でした（表1）。このうち、注記事項の開示については、2013（平成25）年4月以後開始する事業年度末から適用されます。

＜表1＞退職給付会計基準の主な改正点および適用時期

		概要	適用時期
貸借対照表上（B/S） における即時認識		退職給付債務と年金資産との差額はすべて貸借対照表（B/S）上で即時認識する（連結財務諸表のみ）	2013（平成25）年4月以後開始する事業年度末から適用
退職給付債務の 計算の見直し	期間帰属 の方法	次のいずれかを選択可 ・ 期間定額基準 ・ 給付算定式基準（後加重がある場合は均等補正を行う）	2014（平成26）年4月以後開始する事業年度末から適用
	割引率	支払見込期間を反映した下記の割引率を使用可能 ・ 単一の加重平均割引率 ・ 複数の割引率（イールドカーブ）	
注記事項		注記による開示項目を拡充	2013（平成25）年4月以後開始する事業年度末から適用

2. 確定給付制度の開示

(1) 総論

会計基準では、確定給付制度（確定拠出制度以外の退職給付制度）に係る事項（表2）について、**連結財務諸表ならびに個別財務諸表に注記**することとしています。ただし、表2の2から11の事項について連結財務諸表で注記をしている場合には、個別財務諸表においては記載を要しないとされています（会計基準第30項）。

ただし、連結財務諸表を作成する企業においては、個別財務諸表の貸借対照表上における「未認識数理計算上の差異」および「未認識過去勤務費用」の取扱いが、連結財務諸表と異なる旨の注記が必要とされています（会計基準第39項）。

＜表2＞確定給付制度における注記事項

No.	注 記 事 項
1	退職給付の会計処理基準に関する事項
2	企業の採用する退職給付制度の概要
3	退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表
4	年金資産の期首残高と期末残高の調整表
5	退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び資産の調整表
6	退職給付に関連する損益
7	その他の包括利益に計上された数理計算上の差異及び過去勤務費用の内訳
8	貸借対照表のその他の包括利益累計額に計上された未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務債務費用の内訳
9	年金資産に関する事項（年金資産の主な内訳を含む）
10	数理計算上の計算基礎に関する事項
11	その他の退職給付に関する事項

（出所）企業会計基準第26号「退職給付に関する会計基準」第30項より

(2) 原則法の場合

会計基準および適用指針では、注記事項に含まれる項目およびその開示例が示されています。なお、開示例については、あくまでも**理解を深めるための参考**として示されているものであり、実際の記載内容は**各企業の実情等に応じて異なる**ことに留意する必要があります。

①退職給付の会計処理基準に関する事項

退職給付の会計処理基準に関する事項には、「退職給付見込額の期間帰属方法」「数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法」ならびに「会計基準変更時差異の費用処理方法」が含まれます。

◆注記例

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっている。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10～15年）による定額法により費用処理している。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10～15年）による定額法（一部の連結子会社は定率法）により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理することとしている。

②企業の採用する退職給付制度の概要

企業の採用する退職給付制度の種類の一般的説明を記載します。

◆注記例

当社及び連結子会社は、従業員の退職給付に充てるため、積立型、非積立型の確定給付制度及び確定拠出制度を採用している。

確定給付企業年金制度（すべて積立型制度である。）では、給与と勤務期間に基づいた一時金又は年金を支給する。ただし、一部の連結子会社は、確定給付企業年金制度にキャッシュ・バランス・プランを導入している。当該制度では、加入者ごとに積立額及び年金額の前資に相当する仮想個人口座を設ける。仮想個人口座には、主として市場金利の動向に基づく利息クレジットと、給与水準等に基づく拠出クレジットを累積する。一部の確定給付企業年金制度には、退職給付信託が設定されている。

退職一時金制度（非積立型制度であるが、退職給付信託を設定した結果、積立型制度となっているものがある。）では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給する。

③退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

注記にあたっては、「勤務費用」「利息費用」「数理計算上の差異の当期発生額（費用処理されたものを含む）」「退職給付の支払額」「過去勤務費用の当期発生額（費用処理されたものを含む）」および「その他」を含む主な内容が分かるように記載します。

なお、上記の項目は限定列举ではありません。例えば、「重要な企業結合・制度の終了・大量退職」「退職給付制度からの重要な年金資産の返還」「重要な退職給付信託の設定」等があった場合は、内容を別掲する必要があります。一方、重要性が乏しい項目については、「その他」に含めることができます。

◆注記例

期首における退職給付債務	200,000
勤務費用	6,900
利息費用	6,000
数理計算上の差異の当期発生額	500
退職給付の支払額	△11,200
過去勤務債務の当期発生額	750
その他	△450
期末における退職給付債務	<u>202,500</u>

④年金資産の期首残高と期末残高の調整表

注記にあたっては、「期待運用収益」「数理計算上の差異の当期発生額（費用処理されたものを含む）」「事業主からの拠出額」「退職給付の支払額」および「その他」を含む主な内容が分かるように記載します。

なお、上記の項目は限定列举ではありません。例えば、「重要な企業結合・制度の終了・大量退職」「退職給付制度からの重要な年金資産の返還」「重要な退職給付信託の設定」等があった場合は、内容を別掲する必要があります。一方、重要性が乏しい項目については、「その他」に含めることができます。

◆注記例

期首における年金資産	140,000
期待運用収益	5,250
数理計算上の差異の当期発生額	△1,050
事業主からの拠出額	10,300
退職給付の支払額	△8,100
その他	100
期末における年金資産	<u>146,500</u>

退職給付会計基準における開示の拡充について

⑤退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び資産の調整表

注記にあたっては、退職給付債務について、積立型制度と非積立型制度の内訳を記載します。

◆注記例

積立型制度の退職給付債務	151,500
年金資産	<u>△ 146,500</u>
	5,000
非積立型制度の退職給付債務	51,000
退職対照表に計上された負債と資産の純額	<u>56,000</u>
退職給付に係る負債	58,000
退職給付に係る資産	<u>△ 2,000</u>
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u><u>56,000</u></u>

⑥退職給付に関連する損益

注記にあたっては、当期純利益を構成する項目に計上された「勤務費用」「利息費用」「期待運用収益」「数理計算上の差異の当期の費用処理額」「過去勤務費用の当期の費用処理額」および「その他（会計基準変更時差異の費用処理額、臨時に支払った割増退職金等）」などの退職給付費用の項目について記載します。

なお、上記の項目は限定列举ではありません。例えば、「重要な企業結合・制度の終了・大量退職」「退職給付制度からの重要な年金資産の返還」「重要な退職給付信託の設定」等があった場合は、内容を別掲する必要があります。一方、重要性が乏しい項目については、集約して記載することができます。

◆注記例

勤務費用	6,900
利息費用	6,000
期待運用収益	<u>△ 5,250</u>
数理計算上の差異の当期の費用処理額	2,000
過去勤務費用の当期の費用処理額	200
その他	<u>50</u>
確定給付制度に係る退職給付費用	<u><u>9,900</u></u>

⑦その他の包括利益に計上された数理計算上の差異及び過去勤務費用の内訳

注記にあたっては、「(未認識)数理計算上の差異」「(未認識)過去勤務費用」および「会計基準変更時差異(の未処理額)」ごとに当期発生額及び費用処理に係る組替調整額の合計を記載します。なお、重要性が乏しい項目については、集約して記載することができます。

◆注記例

その他の包括利益に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりである。	
過去勤務費用	<u>△ 550</u>
数理計算上の差異	<u>450</u>
合計	<u><u>△ 100</u></u>

⑧貸借対照表のその他の包括利益累計額に計上された未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務債務費用の内訳

注記にあたっては、「(未認識)数理計算上の差異」「(未認識)過去勤務費用」および「会計基準変更時差異(の未処理額)」ごとの残高が分かるように記載します。なお、重要性が乏しい項目については、集約して記載することができます。

◆注記例

その他の包括利益累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりである。	
未認識過去勤務費用	2,550
未認識数理計算上の差異	<u>8,000</u>
合計	<u><u>10,550</u></u>

⑨年金資産に関する事項

注記にあたっては、「年金資産の主な内訳」ならびに「長期期待運用収益率の設定方法」について記載します。このうち年金資産の主な内訳については、株式、債券などの種類ごとの割合または金額を記載します。

なお、退職給付信託が設定された企業年金制度については、年金資産とはリスク特性に違いが見られるため、年金資産全体の重要な部分を占める場合には一定の開示が必要との観点から、年金資産の合計額に対する退職給付信託の額の割合が重要である場合には、当該割合または金額を別に付記することとされています。また、重要性に関する基準値は定められておらず、個々の企業による個別判断を伴うとされています（適用指針第115項）。

◆注記例

①年金資産合計に対する主な分類ごとの比率

債券	48%
株式	39%
現金及び預金	8%
その他	5%
合計	100%

年金資産合計には、企業年金制度に対して設定した退職給付信託がXX%含まれている。

②長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮している。

⑩数理計算上の計算基礎に関する事項

注記にあたっては、「割引率」「長期期待運用収益率」および「その他の重要な計算基礎（予想昇給率等）」について記載します。

◆注記例

期末における主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表わしている。）

割引率	3.0%
長期期待運用収益率	3.6%

(3) 小規模企業等における簡便法の場合

簡便法を採用している場合、原則法のように詳細な注記は要しないものの、次の事項については注記が求められています（表3）。ただし、簡便法を採用している連結会社について、連結財務諸表における重要性が乏しい場合には、原則法による注記事項に含めて開示することも考えられるとされています（適用指針第117項）。

<表3>簡便法における注記事項

No.	注 記 事 項
1	退職給付の会計処理基準に関する事項として、適用した退職給付債務の計算方法
2	退職給付制度の概要として、簡便法を適用した制度の概要
3	簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債（又は資産）の期首残高と期末残高の調整表（退職給付費用、退職給付の支払額、拠出額の内訳を示す）
4	退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付に係る資産及び負債の調整表
5	退職給付費用

（出所）企業会計基準第25号「退職給付に関する会計基準の適用指針」第62項より

3. 確定拠出制度の開示

確定拠出制度（一定の掛金を外部に積み立て、事業主である企業が、当該掛金以外に退職給付に係る追加的な拠出義務を負わない退職給付制度）においては、当該制度に基づく要拠出額をもって費用処理します。当該費用は退職給付費用に含めて計上し、「確定拠出制度に係る退職給付費用」として注記します。（会計基準第31項・第32項）

◆注記例

当社及び連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、13,000であった。

4. 複数事業主制度の開示

複数の事業主により設立された確定給付型企业年金制度を採用している場合には、合理的な基準により**自社の負担に属する年金資産等の計算**を行ったうえで、確定給付制度と同様の開示を行います。

一方で、自社の拠出に対応する年金試算の額を合理的に計算することができない場合は、**確定拠出制度に準じた開示**を行うこととされています。この場合、当該**年金制度全体の直近の積立状況等**についても注記するとされています（会計基準第33項）。ここでいう直近の積立状況等とは、**年金制度全体の直近の積立状況等（年金資産の額、年金財政計算上の給付債務の額およびその差引額）**および**年金制度全体の掛金等に占める自社の割合**ならびにこれらに関する補足説明をいい、重要性が乏しい場合には当該注記を省略できることとされています（適用指針第65項）。

5. 最後に

今般の会計基準の改正により新たに追加された注記項目として「年金資産に関する事項」がありますが、年金資産の内訳の開示によって、リスクとリターンの推定が外部から可能となります。この点は、開示項目の中でも特に重要な項目の一つと考えられます。また、「退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び資産の調整表」からは、積立型制度の退職給付債務と非積立型制度の退職給付債務が分けて開示され、退職給付会計上の積立比率が容易に把握できるようになります。

今般の開示にあたり、重要性等によって開示すべき項目かどうか、あるいは適用指針に示された開示例を如何に踏襲するか等という点で、企業の個別判断を伴う部分が多くなりました。企業にとっては、専門家（公認会計士および会計監査人等）との連携が一層必要になりますが、原則主義を根本とする国際的な会計基準とのコンバージェンスの過程で、開示内容をより外部にわかり易く、個別に工夫していくための環境が整備されたと捉えることができるのではないかと考えられます。

以上

りそなコラム

産前産後休業期間中の社会保険料の免除について

第47回のコラムのテーマは、産前産後休業（産休）期間中の社会保険料の免除に関する、とある企業の人事総務課の主任「Aさん」と、その上司「B次長」との間のディスカッションです。

（B次長）この4月から、産前産後休業（産休）にかかる社会保険料の取り扱いが変更になるようですが、どのようなことが説明してもらえますか？

（Aさん）はい。平成24年に成立した**年金機能強化法**（公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成24年法律第62号））の規定により、次世代育成支援の観点から、産前産後休業を取得した方に対し、健康保険および厚生年金保険の保険料が免除となる措置で、本年（2014（平成26）年）4月から施行されます。

（B次長）制度の概要は、どのようなものかな？

（Aさん）まず、社員が産前産後休業を取得した場合には、事業主が「産前産後休業取得者申出書」を健康保険組合および日本年金機構に提出することで、保険料免除の手続きが行われます。これは、従前は育児休業等の期間中のみの免除措置だったものが、産前産後休業にも拡大されたものです。

また、産休終了後に、産前産後休業終了日の翌日以降3ヶ月間の報酬月額を基に標準報酬月額を改定する**産前産後休業終了時改定**も導入されました。従来は、勤務時間を短縮した職場復帰のため賃金が低下した場合であっても、復帰後3ヶ月のいずれかの月で報酬支払基礎日数が17日に達しなければ随時改定を行うことができず高い保険料を負担しなくてはなりませんでした。今般の制度改正により、実際の賃金に見合った報酬改定が行われるよう改善されたものです。

（B次長）なるほど。育児休業等終了時改定では、育児休業「等」とあるように、法定の育児休業期間をこえて3歳未満の子の養育に係る休業まで随時改定の要件を緩和していたのに、産前産後休業に対しては同様の緩和措置がこれまで講じられていなかったのは、不思議なことだね。

次に、社内の人事総務手続きでは、どのような点に注意が必要ですか？

（Aさん）事業主は、産前42日（6週間）については社員本人の申出に基づき産前休業を付与するとともに、産後56日（8週間）については社員本人からの申出がなくても一律休業を付与しなくてはなりません（産後42日経過後に社員本人が申請し、医師が支障無いと認めた場合は就業可能）。したがって、社員からは、産休取得前に産休明け後の育休取得の有無を確認しておき、事業主は育休時に必要となる雇用保険の手続きを事前に準備しておくこととなります。確か、労使協定を結んでおけば、事業主が本人に代わって所管の公共職業安定所所長に所定の書類を提出できますので、このあたりの配慮は必要ですね。なお、健康保険料および厚生年金保険料については産前産後休業および育児休業等の間は免除されますが、雇用保険料については産休中の賃金がゼロであれば保険料はゼロとなります。

次に、各種社会保険制度からの給付をみると、健康保険からは、**出産育児一時金**として原則39万円（産科医療補償制度に加入している病院等で分娩した場合は42万円）が支給されるほか、産前産後休業の所得減少に対する補填として**出産手当金**として標準報酬日額の3分の2の額が当該休業期間に対して支給されます。雇用保険からは、育児休業については産休終了日の翌日からその子が1歳になるまでの間、**育児休業給付**として休業開始時賃金日額の30倍に給付乗率として100分の50（当分の間）を乗じた額が、育児休業開始日を基準とした月単位で支給されます。なお、先月の雇用保険法の改正により、本年4月から、育児休業開始日から180日間の給付乗率が100分の50から100分の67に引き上げられるなど、育児休業給付はますます充実したものとなっています。

(B次長) さすが、当社の人事総務部門のホープだけあって、よく勉強しているね。女性従業員の産前から養育する子が3歳になるまでの間の手続きを通しでみると、健康保険や厚生年金以外にも雇用保険が絡んでくるので、社会保険のみならず、労働保険も正しく理解する必要があるね。

ところで、先日の新聞記事に「**行政不服審査法の改正**」について掲載されていたけど、社会保険や労働保険にはどう影響がでるのかな？

(Aさん) 今年3月14日に閣議決定され、改正法案が第186回通常国会に上程されたようです。1962（昭和37）年に制定された同法の改正の一番の目玉は、不服審査請求期間が延長されることです。従来は、不服申立期間が原則としてその処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内だったものが3ヶ月に延長されます。このほか、「不服申立て手続きの審査請求への一元化」「不服申立て前置主義の見直し」などが規定されており、当該改正により社会保険および労働保険における審査請求手続きの見直し等が行われるようです。

(B次長) すると、人事総務の手続き面では、結構影響が出そうだね。国会に上程されているようですから、今後の動向を注視してください。人事総務面では、社会保険や労働保険の法務だけを見るのではなく、関連する行政手続きにも注視する必要があるからね。

(Aさん) はい、社会保険や労働保険各法以外にも行政手続各法を正しく理解しておく必要があり、日々努力あるのみとっております。

(B次長) 今日はどうもありがとう。より一層努力して、良き人事総務のプロとなってくださいね。

企業年金ノート No.552

平成26年4月 りそな銀行発行



りそな銀行は、企業年金に関する情報発信のポータルサイト「りそな企業年金ネットワーク」を開設しております。

会員専用サイトの閲覧をご希望の場合は、弊社営業担当者または上記問合せ先までお問い合わせください。

受付時間…月曜日～金曜日 9：00～17：00（土、日、祝日および12月31日～1月3日はご利用いただけません。）

信託ビジネス部

〒135-8581 東京都江東区木場1-5-65 深川ギャザリアW2棟

TEL:03(6704)3384 MAIL:Pension.Research@resonabank.co.jp

※りそな銀行「りそな企業年金ネットワーク」でもご覧いただけます。

<https://resona-nenkin.secure.force.com/>